

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	54 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	49 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	41 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	21 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで  
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は、ねんきん定期便の国民年金の納付記録を見て、自身では国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行わなかった婚姻前に保険料の納付済期間があることがわかった。

申立期間前の会社を退職した際、その会社の上司から年金はずっと納めていかなければならないと言われたことは今も覚えているので、おそらく自分から母親に国民年金のことを伝え、母親が私の代わりに国民年金保険料を納めてくれたのだと思う。

その納付済期間の前後である申立期間①及び②が現在、未納の記録とされているが、母親はきっちりした性格だったので、国民年金保険料を納付したりしなかったりという中途半端なことをするとは考え難く、納付するなら全て納付するか、それとも全くしないかのどちらかであり、未納の期間があるのはおかしい。

当時の母親とのやりとりや、婚姻時に年金手帳を引き継いだ記憶などすっかり忘れてしまっているが、申立期間前の国民年金保険料は母親が納付してくれていたと思うので申立期間の未納を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料は現年度納付済みであることが確認できるところ、特殊台帳及びオンライン記録は未納と記録されており、A市とB社会保険事務所(当時)間の納付記録管理に不備が認められることか

ら、申立期間の納付記録が失われた可能性が否定できない。

また、申立期間直前の期間は納付済みであり、申立期間直後までは申立人の住所に変更はない上、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間直前と同様の納付状況にあったものと考えるのが自然であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかった事情がうかがえない。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人は、昭和45年7月ないし同年8月に国民年金に加入していることが、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を払い出されている被保険者の加入状況から推定でき、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるものの、過年度納付については、保険料の過年度納付書を取得し、金融機関で納付する必要があるところ、納付を担当していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、申立人は他に納付に関与していた者もないと陳述していることから、当時の納付状況を確認できない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により旧姓を含む各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時の領収書、金融機関の預貯金通帳等の関連資料を所持しておらず、申立期間の国民年金保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年4月から57年1月まで  
② 昭和57年2月及び同年3月  
③ 昭和57年4月から61年3月まで

私は、昭和48年4月に国民年金の任意加入手続を行い、61年4月に第3号被保険者となるまでの国民年金保険料を納付してきた。保険料額は詳しくは記憶していないが、全て納付書で金融機関から納付した。

申立期間②については、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者期間となっているが、短い期間の勤めであったので厚生年金保険に加入しているとは知らずに国民年金保険料を納付した。

申立期間③は、国民年金手帳及び年金事務所の記録では、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失して未加入期間とされているが、任意加入被保険者資格の喪失手続をしたことはなく、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間①、②及び③が未納及び未加入にされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付書により納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格について、申立人の所持する国民年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の記録を見ると、昭和48年4月24日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得した後、50年10月27日に強制加入被保険者に資格変更し、51年4月1日に任意加入被保険者の資格を再取得していることが確認でき、任意及び強制の資格変更手続を適正に行っていることがうかがえる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間①については国民年金の任意加入期間であり、申立期間②については、現在、厚生年金保険の加入期間として記録されているが、申立人は厚生年金保険に加入したと認識していなかったと陳述しているところ、昭和57年2月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したとする記録訂正が平成21年9月15日に行われていることが確認できることから、申立期間①及び②について、申立期間当時、国民年金保険料の収納事務を行う行政機関は国民年金の被保険者期間として管理していたことが分かり、昭和56年度の保険料納付書が発行されていたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況について、オンライン記録を見ると、昭和48年4月24日に国民年金に任意加入してから平成15年10月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間を除き未納期間が無いことから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立期間当時に住所変更はなく、当時の生活状況にも特段の変化は認められないことから、申立人の納付意識の高さを鑑みると、申立人は国民年金の任意加入期間であった申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間③に係る国民年金の資格について、申立人の所持する国民年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、昭和57年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまで国民年金に加入した形跡は見当たらず、申立期間③は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。しかしながら、納付していたものと認められる期間のうち、同年2月及び同年3月については、上記のとおり平成21年9月15日に記録訂正され、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月  
② 平成5年12月

私は、平成5年4月から同年11月まで海外に語学留学しており、帰国後、就職してからは、留学後の未納期間の国民年金保険料を古いものから順に、2年の時効期限内に全て納付してきた。それにもかかわらず、申立期間①及び②の2か月間が未納とされていることに困惑している。

また、私は、学生であった平成3年4月から4年3月までの免除期間も、将来のためにと思い、遡って国民年金保険料を納付したほどであるので、申立期間①及び②の保険料を納付していないかも一度よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生が国民年金の強制加入被保険者とされた平成3年4月以降、国民年金に加入し、申立期間①及び②以外の国民年金被保険者期間において国民年金保険料を完納している上、厚生年金保険との切替手続を適切に行うなど、申立人の納付意識及び年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

また、申立人のオンライン記録によると、申立人が語学留学したとする平成5年4月以降の未納期間に対して、帰国後の7年4月から8年10月までの期間内に、申立期間①及び②を除いては、基本的に3か月単位で国民年金保険料を過年度納付しているところ、申立期間②直前の5年10月及び同年11月における保険料の納付日は、7年10月31日であり、この場合、当該納付日時点において、申立期間②は、時効完成前の納付が可能な期間であることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が申立期間②を含めた3か月分の保険料を一緒に過年度納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①を含む平成5年6月から同年8月までの3か月の国民年金保険料について、その納付日を見ると、7年8月10日に過年度納付しており、この時点において、申立期間①は、制度上、2年の時効により保険料を納付することができない期間であることから、当該期間の保険料については、同年8月18日付けで同年9月の保険料に充当していることが申立人のオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から46年3月まで  
② 昭和59年1月から60年3月まで

昭和48年4月頃の結婚を契機に転職したため、私が入籍手続と同時期に夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、私が夫婦二人分を納付していたが、何度か納期限に遅れたことがあり、後に送付されてきた納付書を使用して金融機関で遡って納付し、未納の解消を図っていた。

また、A市に住んでいた時に、職員から、妻の分について、年金受給資格を満たさないため過去に遡って納付するよう指導されたので、受給資格に必要な期間まで遡って納付したことを記憶している。

子供が小学校へ入学した昭和56年又は57年頃にB市C区へ転居し、区役所で住所変更手続を行った際に、職員から、妻の分について、期間不足のため年金受給資格を満たしていないと指摘され、過去に遡って納付するよう指導された。しかし、転居前に、受給資格に必要な期間まで遡って納付したため、仮に期間不足で年金を受給できないのであれば、妻の国民年金については脱退を希望し、また、今までに納付した全ての国民年金保険料を返金してほしいと主張し、窓口でもめたことを記憶している。

申立期間①については、妻が年金を受給できるよう、その国民年金保険料として100万円ぐらいを母から借金をして過去に遡って一括して納付した。

申立期間②については、私が夫婦二人分を2回に分けて過去に遡って銀行で納付し、私の分については、以前、年金記録確認第三者委員会に申立てを行い、納付済期間に記録訂正された。

申立期間が未納とされていたために、60歳到達時に妻は年金受給資格を



満たしていないとされ、本来ならば納付する必要のない期間についてまでも、妻は60歳を超えてから納付せざるを得ない状況になった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和49年2月6日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間②当時、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の夫は、何度か納期限に遅れたことがあり、後に送付されてきた納付書を使用して金融機関で遡って納付し、未納の解消を図っていたと陳述しているところ、申立人の夫が所持する領収証書等を見ると、複数回にわたり過去に遡って納付しており、また、夫婦の納付日が確認できる期間については、いずれも同一日に納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②については、当初、申立人の夫についても未納とされていたところ、夫の申立てを受け、当委員会において審議した結果、i) 昭和62年1月末及び63年1月末の2回に分けて国民年金保険料を納付した旨の当時のメモを保有しており、当該メモに記入されている納付金額は当時の保険料額と一致するとともに、納付時期も過年度納付が可能な時点であること、ii) 平成7年10月に区役所で年金相談を受けた際の相談票を保有しており、当該票を見ると、申立期間②の保険料は納付済みとされていることなどの点が認められたことから、過年度納付済期間へと記録訂正されている。

これらのことから、過去の未納保険料の解消を図ろうとした申立人の夫が、自身の申立期間②の国民年金保険料のみを過年度納付し、申立人の分を未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人の夫は、子供が小学校へ入学した昭和56年又は57年頃に転居し、区役所で住所変更手続を行った際に、担当者から、申立人の過去の未納保険料について納付勧奨を受けたため、当該期間の国民年金保険料として100万円ぐらいを過去に遡って一括して納付したとしているところ、特殊台帳及び申立人の夫が所持する国民年金手帳の住所変更欄を見ると、いずれも56年3月に国民年金法上の住所変更手続がなされていることが確認でき、陳述の時期と符合するものの、この当時は特例納付実施期間ではないため、申立期間①の保険料を遡って納付することはできない。

また、申立人の夫が陳述する申立期間①の納付金額は、当時の国民年金保険料額とは一致しない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫から申立期間①の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

国民年金の加入については、会社を退職する際に指導を受けていたこともあり、平成3年1月頃にA市B区役所へ出向き、手続を行った記憶がある。

その後、何度も入退社を繰り返しているが、退職の都度、区役所へ出向き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、送付された納付書により、金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料についても、家の近くにあった銀行で、納付書に現金を添えて納付したはずである。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、会社退職に伴い、平成3年1月31日付けで、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで、初めて国民年金被保険者資格を取得して以降、7回にわたり厚生年金保険及び国民年金の被保険者資格の得喪を繰り返している。

そこで、申請免除期間等を除く、5回に及ぶ国民年金被保険者期間における国民年金保険料の納付状況をみたとところ、申立期間を除き、全て現年度納付又は過年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は2か月と短期間である上、その直後の期間からの国民年金保険料については、現年度納付している。

さらに、申立人が所持する年金手帳を見たところ、申立期間に当たる平成5年2月17日付けの国民年金被保険者資格の記録及びその直近の国民年金被保険者期間である4年7月11日から同年11月22日までの資格記録についての届出年月日は、いずれも5年4月1日と記載されており(オンライン記録上は、

いずれも平成5年5月14日に追加訂正処理)、申立期間直前の厚生年金保険被保険者期間に挟まれた2つの期間の国民年金被保険者資格について、同時期に記録されたことがうかがえ、この時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

加えて、オンライン記録を見ると、上記の2期間のうち、平成4年7月11日付け取得の国民年金被保険者期間に当たる同年7月から同年10月までの4か月の国民年金保険料は納付済み(過年度納付)となっていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、同時期に資格記録の得喪手続きが行われ、被保険者期間となった平成4年7月から同年10月までの期間及び申立期間の国民年金保険料のうち、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年6月16日から同年7月2日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、約3か月の試用期間経過後、平成2年6月から正社員となり、厚生年金保険にも加入した。

給料支払明細書を提出するので、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書から判断すると、申立人は、平成2年6月16日からA社で正社員として勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年7月1日に、資格喪失日に係る記録を18年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、17年7月から同年9月までは47万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から18年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間の給与明細書の一部を保管しており、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の親会社であるB社提出の賃金台帳及び申立人提出の給与明細書から判断して、申立人は申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、B社提出の賃金台帳及び申立人提出の給与明細書の給与支給額又は保険料控除額から、平成17年7月から同年9月までは47万円、同年10月は34万円、同年11月は30万円、同

年12月は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立期間のうち、平成7年10月から8年6月までは56万円、同年7月から10年9月までは59万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から11年1月31日まで  
② 平成11年1月31日から12年10月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。また、申立期間②については、同社に平成12年10月頃まで勤務したのに、加入記録が11年1月31日までしか無い。

申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成7年10月から8年6月までは56万円、同年7月から10年12月までは59万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失し、及びA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成11年1月31日）の後の11年2月8日付けで、7年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられている。

しかし、A社提出の平成10年分所得税源泉徴収簿によると、申立人は申立期間のうち、同年1月から同年10月までの期間において、遡及訂正前の標準報酬月額（59万円）に見合う額の報酬月額を受け取っていたことが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、A社では、申立人と同日付けで、3人の取締役が、申立人と同様の標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。



さらに、A社に係る滞納処分票により、当該遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、商業登記の記録により、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時に同社の取締役であったことが認められるが、申立人は、「当時は取締役（B担当）であったが、経営・財務面には一切関与させてもらえず、役員会議及び決算にも一切関与していなかった。」としているところ、複数の元従業員も、「申立人は、経理等に関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成11年2月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、7年10月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的理由が有ったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正が有ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成10年10月21日から11年1月31日までの期間については、申立人は、「平成12年10月頃にA社を退職した。」と陳述しているものの、雇用保険の記録を見ると、離職日は10年10月20日であることが確認できる上、元従業員の一人は、「申立人は、平成10年10月又は同年11月頃には退職していたと思う。」旨陳述しており、また、前述の同年分所得税源泉徴収簿においても同年11月以降の給与の支払記録が無いことから、申立人のA社における勤務が確認できないため、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

したがって、申立人の、申立期間のうち、平成7年10月1日から10年10月21日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、7年10月から8年6月までは56万円、同年7月から10年9月までは59万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人は、平成12年10月頃までA社に勤務したと申し立てている。

しかし、前述のとおり、雇用保険の記録、元従業員の陳述及びA社提出の平成10年分所得税源泉徴収簿の記載内容から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成12年5月から国民健康保険に加入していることがC県D市の記録により確認できる上、オンライン記録により、同年9月分から国民年金保険料を納付していることも確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和21年6月27日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年10月から21年3月までは70円、同年4月及び同年5月は60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年8月5日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に在籍した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社在籍中に入隊し、昭和21年の夏に復員したが、厚生年金保険の記録は、召集期間中の20年10月1日に資格の喪失となっており、納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和19年10月1日にA社で被保険者資格を取得後、20年10月1日に資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B県提出の申立人に係る軍隊の履歴書により、申立人が、A社において厚生年金保険被保険者であった昭和20年2月10日に軍隊に入隊し、21年6月27日に復員したことが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、同法第59条の2において、昭和19年10月1日から22年5月2日までの間に被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる

被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、復員日である昭和21年6月27日であると認められる。

また、申立期間のうち、昭和20年10月1日から21年6月27日までの標準報酬月額については、申立人のA社における20年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年10月から21年3月までは70円、同年4月及び同年5月は60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和21年6月27日から同年8月5日までの期間については、申立人は、「復員後、A社には復職しなかった。」と陳述しており、このほか、申立人の当該期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月6日から平成元年10月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額は41万円と記録されているが、47万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが給与支給明細書により確認できるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、41万円と記録されている。

しかし、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の「保険料控除額確認票」により、申立人が、申立期間において、標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社提出のB企業年金基金加入員台帳では、申立人の申立期間における標準報酬月額は47万円と記録されているところ、同行の人事担当者は、「申立期間当時に当行が使用していた資格取得の届出用紙は複写式であったので、厚生年金基金に提出された届書と同じ内容のものが社会保険事務所にも提出されたはずである。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和46年1月に正社員として採用され、同年10月まで継続して事務員として勤務したのに、資格取得日が同年3月1日とされていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和46年1月11日からA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和45年4月15日から49年4月6日までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち15人（申立人が自身と同職種であったとする者2人を含む。）について、雇用保険の記録を調査したところ、15人全員が、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は一致している。

さらに、当該15人のうち1人は、「A社には、パート従業員のつもりで入社し、事務員として2か月ぐらい勤務した。」と陳述しているところ、同人が記憶する自身の入社日は、厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日と一致している。

これらのことから、申立期間当時、A社では、従業員を入社後すぐに厚生年

金保険及び雇用保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月1日から同年6月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和37年3月1日）及び資格取得日（昭和37年6月15日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月1日から同年6月15日まで  
② 昭和43年8月7日から46年8月20日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も同社に継続して勤務し、B業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和36年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年3月1日に資格を喪失後、同年6月15日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している全従業員のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、そのうちの一人は、「私は、昭和33年頃から43年8月頃までA社に勤務したが、申立人は、申立期間①も継続して勤務しており、職種が変わることもなかった。また、数か月の病気休暇等を取ることもなかった。」と陳述している。

また、A社の近所にあった事業所の元従業員であり、当時から申立人と交流があったとする者も、「申立人とは終業後によく話をしたが、申立期間①当時、

申立人はA社に継続して勤務していたと思う。」と陳述している。

これらのことから、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「申立期間も、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」としているところ、前述のとおり、A社の元従業員も申立人について同様の陳述をしている。

さらに、前述の、照会を行ったA社の元従業員二人は、いずれも、自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人のほかに、申立期間当時に加入記録が途切れている者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の社会保険事務所(当時)の記録及び元従業員の被保険者記録から判断して、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和43年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、前述のA社の元従業員二人は、いずれも、「申立期間には既にA社を退職していたので、申立人の申立期間における勤務実態については分からない。」と陳述している。

また、オンライン記録によると、A社は、申立人の同社における資格喪失日と同日の昭和43年8月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、前述のとおり、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同人から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

なお、申立人は、失業保険被保険者証を提出しているが、申立人の雇用保険の記録を調査したところ、同被保険者証は、申立人が申立期間より後に勤務した、A社とは別の事業所で雇用保険に加入した際に発行されたものであること



が確認でき、申立人の申立期間における雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成8年4月及び同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は28万円、9年1月は24万円、同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月は32万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは32万円、10年1月は24万円、同年2月は32万円、同年3月は26万円、同年4月は32万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は32万円、11年1月は22万円、同年2月は32万円、同年3月は22万円、同年4月は32万円、同年5月は24万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは32万円、12年1月は22万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月は36万円、同年5月は24万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは34万円、同年12月は30万円、13年1月は26万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から13年4月1日まで  
年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に係る標準報酬月額の記録が給与支給額より低く記録されている。

私が所持している給料支払明細書では、給与支給額及び保険料控除額が確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成8年4月及び同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は28万円、9年1月は24万円、同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月は32万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は26万円、同年9月から12月までは32万円、10年1月は24万円、同年2月は32万円、同年3月は26万円、同年4月は32万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は32万円、11年1月は22万円、同年2月は32万円、同年3月は22万円、同年4月は32万円、同年5月は24万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は26万円、同年9月から12月までは32万円、12年1月は22万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月は36万円、同年5月は24万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は26万円、同年9月から11月までは34万円、同年12月は30万円、13年1月は26万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年7月14日の標準賞与額に係る記録を、25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

申立期間にA社において支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、賞与明細書によると、賞与額に見合う保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人保管の賞与明細書及びA社提出の賃金台帳により、申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額より低い額となっている。同社には、当時の事業主から請われて入社したという経緯があり、給料が下がることは考えられないので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 58 年 6 月から同年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 59 年 9 月までは 10 万 4,000 円、同年 10 月から 60 年 9 月までは 13 万 4,000 円と記録されている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る昭和 58 年 10 月及び 59 年 10 月の標準報酬月額の記入欄を見ると、紙を貼付して記録を訂正した形跡が見られる。そこで、その紙を剥離<sup>はくり</sup>したところ、58 年 10 月の標準報酬月額を「104」（10 万 4,000 円を意味する。）と一旦記入したものの、これを取り消すとともに右横の欄に「58.10 126」（昭和 58 年 10 月の標準報酬月額が 12 万 6,000 円であることを意味する。）と記入していたことが確認できる。また、59 年 10 月の標準報酬月額を記入する際に前述の二つの欄に紙を貼付し、同年 10 月及び 58 年 10 月の標準報酬月額を記入したが、同年 10 月の標準報酬月額については再び誤って「104」と記入したものと考えられることから、申立期間の本来の標準報酬月額は、12 万 6,000 円であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬

月額が12万6,000円である旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、12万6,000円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月15日は3万円、同年12月15日は7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日  
② 平成15年12月15日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の給与一覧表（賞与）を提出するので、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与一覧表（賞与）により、申立人は、平成15年7月15日及び同年12月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与一覧表（賞与）における厚生年金保険料控除額から、平成15年7月15日は3万円、同年12月15日は7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、及び当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額（上記訂正後の38万円）に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月21日から7年7月22日まで

私は、平成6年10月21日から7年7月22日まで、A社で厚生年金保険に加入していたが、当該期間について、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなっている。同社に在職中は、毎月定額で47万円の給与が支給され、給与明細書も残っているので、調査の上、申立期間について本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間におけるA社での標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、申立人が同社での被保険者資格を喪失した日（平成7年7月22日）より後の平成8年3月11日付けで、6年10月21日に遡って28万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同じ平成8年3月11日付けで、同僚二人についても標準報酬月額を遡って引き下げる旨の訂正処理が行われており、このうちの一人が、「当時、A社の経営状況は悪かった。」と陳述していることから、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本の役員欄には、申立人の氏名は記録されておらず、上記同僚が、「申立人は、A社においてB職であった。」旨陳述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していた事実はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡及して訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、38万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、「申立期間当時、A社における給与支給額は47万円の定額だったので、保険料控除額と手取額も変わらなかった。」旨陳述しているところ、申立人提出の平成7年4月及び同年5月の給与明細書を見ると、給与支給額（47万円）に見合う標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料（3万8,775円）が控除されていることが確認できる。

また、雇用保険の離職時賃金日額（1万5,666円）の記録から、申立人は、A社離職前の6か月（平成7年1月頃から同年7月頃まで）において、標準報酬月額（47万円）に相当する給与を事業主により支給されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間前に勤務していたC社と同額の給与を受け取る約束で、同社からA社に転職した。」旨陳述しているところ、オンライン記録から、申立人のC社における資格喪失日の標準報酬月額は47万円であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したものの、回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年3月21日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成13年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月21日から同年4月1日まで

私は、平成13年3月21日から22年2月5日までA社で勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、A社提出の労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間も同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書で確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対しオンライン記録どおりに提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年3月25日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を2万円に、また、同社C本社における資格取得日に係る記録を38年6月15日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和36年3月及び38年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月25日から同年4月1日まで  
② 昭和38年6月15日から同年7月1日まで

私は、昭和31年3月1日から平成18年4月20日までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において同社に継続して勤務し（昭和36年3月25日にA社C本社から同社B支店に異動、38年6月15日に同社B支店から同社C本社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C本社における38年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はいずれの申立期間も不明であるとしており、このほか

に確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない  
判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主  
が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し  
て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当た  
らないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月26日から同年10月14日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社から関連会社のA社に異動した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社が経営するC事業所の設立に伴い、所長として異動した時期であり、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、元同僚及び元事業主の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主は、「A社が設立した昭和43年7月以降は、私が給与事務及び社会保険事務等を担当し、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と陳述している。

さらに、申立人と同日にA社に異動してきた元同僚は、「A社に異動後、最初の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和43年10月14日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社の事業主、複数の同僚及び申立人の陳述によると、申立期間当時、同社には5人ないし9人の従業員が勤務していたとしていることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和57年4月1日から58年11月30日までの期間における申立人の標準報酬月額に係る記録については、57年4月から同年7月までは17万円、同年8月は18万円、同年9月は17万円、同年10月から58年3月までは18万円、同年4月及び5月は19万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年9月及び同年10月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和58年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月1日から58年11月30日まで  
② 昭和58年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く届出が行われていること及び申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②については、A社に勤務した期間のうち、自身が保管する昭和57年4月から58年11月分までの給与明細書を見ると、厚生年金保険料が20回控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬額から、昭和57年4月から同年7月までは17万円、同年8月は18万円、同年9月は17万円、同年10月から58年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年9月及び同年10月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず不明であるものの、申立人の給与明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主は、社会保険事務所(当時)の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人提出の給与明細書及び源泉徴収票並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額並びに上記訂正後の標準報酬月額の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないため不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和58年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年1月26日から29年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を28年1月26日に、資格喪失日に係る記録を29年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から29年12月まで

私は、申立期間当時、A社でB業務をしていたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、同社における加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚提出のA社において撮影された集合写真及び同僚の陳述から、申立人は、同社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在の判明した同僚13人に照会したところ、回答の得られた同僚からは、「申立人は、私の入社時点では既にB業務をしており、A社が倒産する頃まで勤務していたと思う。」旨の陳述が得られた上、他の同僚からも申立人の在職について具体的な陳述が得られたことから、申立人は申立期間のうち、少なくとも昭和28年1月26日から29年1月末頃までの期間は、同社において勤務していたものと推認される。

さらに、複数の同僚からは、「集合写真に写っている人物に被保険者記録があるのであれば、全員が厚生年金保険に加入していたように思う。」「単純作業の人は、厚生年金保険に加入させていないと聞いた記憶があるが、申立人の

ように、B業務をしていた人は、厚生年金保険に加入していたと思う。」旨の陳述が得られた。

加えて、申立人及び複数の同僚が記憶している当時の従業員数と上記集合写真に写っている人数はおおむね一致している上、複数の同僚からは、当該集合写真に写っている43人のうち、37人の名前について回答を得られたところ、当該37人については、申立人、事業主及び事業主の親族等を除き、ほぼ全員の氏名を上記被保険者名簿で確認できることから、当時、A社は、少なくともB業務をしていた従業員については、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、上記被保険者名簿を見ると、A社は、昭和29年1月27日に適用事業所ではなくなっているところ、同社で同日まで被保険者記録の有る23人のうち、22人については、資格喪失日を同年1月27日から同年2月1日に書き換えられていることから、同社が適用事業所ではなくなった日は同年2月1日に訂正されたものと推認される。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年1月26日から29年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和28年1月から29年1月までの標準報酬月額については、申立人と同年齢で同職種の同僚の社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は所在不明のため、申立期間当時の状況は不明であるものの、申立期間の当該事業所に係る上記被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年1月から29年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和27年4月から28年1月26日までの期間及び29年2月1日から同年12月までの期間について、上記被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間は、昭和27年5月10日から29年1月27日（上記のとおり適用事業所ではなくなった日は昭和29年2月1日と推定）までであり、申立期間のうち、27年4月から同年5月10日までの期間及び29年1月27日（適用事業所ではなくなった日は昭和29年2月1日と推定）から同年12月までの期間は、適用事業所となっていない期間に

当たる。

また、当該期間については、同僚の陳述等によっても申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和27年4月から28年1月26日までの期間及び29年2月1日から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は43万7,000円、同年12月10日は45万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準賞与額が実際の賞与支給額と相違している。申立期間において休職扱いとなっていたが、後日、労災と認められ、当該賞与で修正されているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与に係る計算書によると、申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成16年7月9日は43万7,000円、同年12月10日は45万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を誤った金額で社会保険事務所（当時）に提出し、訂正後の賞与に基づく保険料については納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は同社の倒産に伴い、B社へ事業譲渡がなされ、私たち社員も移籍した時期であったが、平成4年7月の厚生年金保険料も間違いなくA社の給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人は、平成4年7月31日までA社で勤務し、翌日の同年8月1日から移籍先であるB社で勤務していることが確認できる。

また、A社及びB社双方に係るオンライン記録を見ると、申立人と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成4年7月31日)に被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日(平成4年8月1日)に被保険者資格を取得している者が申立人を含めて56人おり、所在の判明した19人に照会したところ、9人から回答があり、そのうち8人の同僚はいずれも、「A社からB社に移籍したが、勤務形態に変更もなく継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料もA社から控除されていた。」と回答している。

さらに、申立人提出の平成4年分給与所得の源泉徴収票において、A社から

源泉控除された社会保険料は 18 万 2,459 円と記載されており、申立期間を含んだ社会保険料控除額とほぼ一致している。

加えて、A社の元事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から当月控除した。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年6月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は、上記のとおり平成4年7月31日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同年7月31日付けで同社において資格を喪失し、翌日のB社が厚生年金保険の適用事業所となった日に同社で資格を取得している者が56人確認できることから、A社は、申立期間においては厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間の厚生年金保険料は社会保険事務所に納付したはずである。」としているものの、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和43年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月30日から43年1月7日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和43年1月1日に、A社から子会社のB社に異動したが、申立期間も継続して両社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、雇用保険の記録、同社の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間において同社及びB社に継続して勤務し（昭和43年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、確認できる資料が見当たらないとしながらも、申立人に係る資格の喪失手続及び取得手続に誤りがあったとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年6月1日から21年7月27日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年7月27日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年6月から21年3月までは70円、同年4月から同年6月までは90円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から22年10月1日まで

夫がA社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫は同社には昭和18年に入社し、一時期、軍隊に召集されている時期もあったが、復員後も同社で継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

C県発行の兵籍簿から、申立人は、昭和19年3月12日に軍隊に召集され、21年7月27日に復員したことが確認できる。一方、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立人は19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得(健康保険の被保険者資格は昭和18年1月25日に取得)し、20年6月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失日は軍隊に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までの間に被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、兵籍簿の復員日である昭和 21 年 7 月 27 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳の昭和 20 年 6 月 1 日の資格喪失時の記録から、同年 6 月から 21 年 3 月までは 70 円、同年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額等級に当てはまる等級が無いことから直近上位の 90 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 7 月 27 日から 22 年 10 月 1 日までの期間について、A 社の同僚の陳述から、申立人が同社に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に被保険者資格を取得している者は見当たらず、申立人と同様に昭和 22 年 10 月 1 日に資格を再取得している状況がみられる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の当該期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 21 年 7 月 27 日から 22 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成16年2月及び同年3月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月10日から20年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間の給与支給明細票を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成16年2月及び同年3月は、申立人提出の給与支給明細票において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主は申立期間当時の資料を保管しておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成15年5月から16年1月までの期間及び同年4月から20年9月までの期間については、申立人提出の給与支払明細票並びに16年及び17年分の源泉徴収票により、保険料控除額及び給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致する15万円であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、《申立期間》（別添一覧表参照）に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していない旨を回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添

番号	性別	基礎年金番号	生年月日	都道府県	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10584	男		昭和30年生		平成18年7月14日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	100万円 120万円 150万円
10585	男		昭和42年生		平成18年7月14日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	150万円 120万円 150万円
10586	女		昭和33年生		平成18年7月14日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	100万円 40万円 50万円
10587	男		昭和40年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	80万円 50万円 50万円
10588	男		昭和40年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	50万円 35万円 36万円
10589	男		昭和47年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	50万円 33万円 34万円
10590	男		昭和46年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	45万円 30万円 30万円
10591	女		昭和47年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	20万円 28万円 28万円
10592	女		昭和50年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	25万円 35万円 35万円
10593	男		昭和48年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	60万円 40万円 42万円
10594	男		昭和50年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	50万円 38万円 36万円
10595	男		昭和52年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	80万円 50万円 43万円
10596	男		昭和53年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	35万円 28万円 25万円

番号	性別	基礎年金番号	生年月日	都道府県	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
10597	女		昭和52年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	35万円 23万円 23万円
10598	男		昭和47年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	20万円 20万円
10599	男		昭和52年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	28万円 28万円
10600	女		昭和49年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	15万円 16万円
10601	女		昭和54年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	25万円 25万円
10602	女		昭和58年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	25万円 25万円
10603	男		昭和56年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	10万円 10万円
10604	男		昭和48年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	25万円 15万円 15万円
10605	女		昭和34年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	15万円 10万円 12万円
10606	女		昭和35年生		平成18年4月28日 平成19年12月26日 平成20年4月30日	12万円 10万円 10万円
10607	女		昭和60年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	3万円 5万円
10608	男		昭和54年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	8万円 8万円
10609	男		昭和55年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	5万円 7万円
10610	男		昭和55年生		平成19年12月26日 平成20年4月30日	8万円 10万円

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで

私の母親は、私が働き始めた昭和 57 年 4 月に、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。母親がどこで、どのように加入手続を行ったか分からないが、私はこの頃に国民年金手帳を見た気がする。私は国民年金手帳を見た時、「ほう、こんなもんがあるのか。」と強い印象を抱いたことを覚えているが、どこからどのように入手したかは不明である。国民年金手帳は赤色で縦向きの小さいものであったが、現在は所持していない。

私は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないが、母親が納付してくれていたと思う。ただ、母親がどこでどのように保険料を納付してくれていたか、具体的な納付状況は不明である。

私の母親は、私の実家が経営している会社の経理を担当しており、経営者的な立場にあった上、家計もやり繰りしていた。

私は、上述のとおり母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が未加入期間となっており、保険料納付済期間とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 57 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月以降、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 60 年 9 月 6 日に A 市で職権適用により払い出されていることが申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立人の母親が 57 年 4 月に申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、上記被保険者名簿を見ると、当該職権適用により払い出された国民



年金手帳記号番号について、昭和 60 年 10 月 14 日付けで申立人が学生であることを適用除外事由として誤適用と記載されている上、申立人に係るオンライン記録を見ると、手帳記号番号は同年 10 月 23 日に取り消されていることが確認でき、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者であったことをうかがわせる事跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金未加入期間であると考えられ、申立人は、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な陳述が得られない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を担当していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、加入手続の状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索ツールで検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から平成元年 3 月まで

私は、勤務先を退職した昭和 61 年 7 月に、母親から国民年金への加入を勧められたこともあって、A 社会保険事務所（当時）で加入手続を行ったと思う。

私は、国民年金に加入した昭和 61 年 7 月から、毎月継続的に金融機関の窓口で国民年金保険料を納付しており、過去の未納保険料を一括納付した記憶がない。

私は、申立期間の国民年金保険料について、当初 8,000 円ぐらいであったと記憶している。

申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 7 月頃に A 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、同年 7 月以降の国民年金保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の前後の手帳記号番号を払い出されている国民年金被保険者の資格取得日及び保険料納付日から平成元年 4 月又は同年 5 月であることがオンライン記録から推定でき、申立内容と符合しない。このことは、申立人に係る B 市の国民年金被保険者検認台帳が、同年 5 月 18 日に作成されていることと符合する。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料を時効により、制度上、納付することができず、同年 3 月から 63 年 3 月までの保険料につい

ては過年度納付が、同年4月から平成元年3月までの保険料については現年度納付が可能であったが、申立人は毎月継続的に納付してきたと陳述しており、過去の未納保険料を一括納付した記憶がないとしている。このことは、申立人に係るB市の国民年金被保険者検認台帳に、申立期間の保険料を過年度及び現年度納付していた記録が無いことと符合する。

さらに、申立人は、申立期間当初の国民年金保険料額について、1か月当たり8,000円ぐらいであったと陳述しているところ、申立期間当時の保険料額は1か月当たり7,100円であることが確認できる上、オンライン記録により申立人が保険料の納付を開始したことが確認できる平成元年4月時点の保険料額は1か月当たり8,000円であることから、申立人が保険料の納付を開始したのはこの時期であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人に係るオンライン記録を見ると、社会保険事務所（当時）が、平成2年11月8日に過年度納付書を作成したことが確認できることから、同日時点において、申立期間のうち、昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料が未納であったものと考えるのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から54年8月までの期間及び同年9月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から54年8月まで  
② 昭和54年9月から60年3月まで

私及び私の妻は昭和54年9月に外国籍から日本国籍に帰化し、妻がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、外国籍の期間の国民年金保険料も遡って納付しなければ国民年金に加入できないと言われたが、多額になるため夫婦で相談した結果、申立期間①の保険料を納付することにした。どれだけの期間を遡ったかは分からず、まとめて納付した金額も分からないが、A市役所で妻が申立期間①の保険料を一括で納付したことを覚えている。

申立期間①の国民年金保険料を一括納付した以降は、妻が毎月滞ることなく申立期間②の保険料を現金納付又は口座振替により納付し続けてきたはずであるが、妻は高齢であるため当時の納付方法に係る記憶はない。

外国籍の期間は年金にも医療保険にも加入できず、帰化して加入できるようになったことが嬉しかったぐらいなので、申立期間が未加入及び未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、日本国籍を取得した昭和54年9月に、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を遡及納付したと申し立てている。そこで、申立人の帰化時期をみると、申立人は同年9月29日に帰化していることが申立人の戸籍から確認でき、申立内容と符合する。

しかしながら、申立期間は申立人が外国籍であった期間であることから、昭

和 57 年 1 月に国民年金保険法が改正され、国籍要件が撤廃されるまでは制度上、国民年金に加入することはできず、54 年に A 市で加入手続を行い、当該期間の保険料を遡って納付したとする陳述は不自然である。

また、B 年金事務所は、「昭和 57 年 1 月より前の外国籍期間は支払いたくても支払えない期間のため、遡って支払わないと加入できないとする指導を行うとは考え難い。」と説明しており、A 市は、「当時の職員がいないため詳細については不明であるが、C 市及び D 市といった B 年金事務所管轄の市町村が複数ある中で、A 市だけイレギュラーな取扱いをすることはない。」と説明している。

申立期間②について、申立人は、その妻が毎月納付を継続していたと申し立てている。そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の払出しを受けている国民年金第 3 号被保険者資格取得届処理日、国民年金第 1 号被保険者の資格取得日等から、申立人は昭和 62 年 2 月から同年 4 月までの間に A 市で手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。また、国民年金の加入手続時点において、申立人は申立期間のうち、少なくとも 54 年 9 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料を時効により、制度上、納付することができない。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 62 年 5 月に過年度納付しているものの、時効成立後の納付であったことが判明し、同年 10 月 29 日付けで当該期間の保険料を当時未納期間とされていた 61 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当し、残額を還付処理していることが確認できることから申立人が過年度納付を行った 62 年 5 月時点において、申立期間のうち、60 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、未納であったものと考えるのが自然である。

申立期間①及び②について、申立人は、遡及納付した経験は申立期間①の国民年金保険料を納付した際の一度だけであると陳述しているところ、申立人に係るオンライン記録を見ると、昭和 60 年 4 月から 61 年 10 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付を除き、ほかに過年度納付を行った形跡が無いことから、申立人の記憶する遡及納付とは、当該過年度納付と考えるのが自然である。

また、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、高齢のため当時の手続状況及び納付状況について確認できない。

さらに、申立期間は、13 年以上に及ぶ長期間であり、社会保険事務所（当時）及び A 市において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行っ

たほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から54年8月までの期間及び同年9月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から54年8月まで  
② 昭和54年9月から60年3月まで

私及び私の夫は昭和54年9月に外国籍から日本国籍に帰化し、私がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、外国籍の期間の国民年金保険料も遡って納付しなければ国民年金に加入できないと言われたが、多額になるため夫婦で相談した結果、申立期間①の保険料を納付することにした。どれだけの期間を遡ったかは分からず、まとめて納付した金額も分からないが、A市役所で私が申立期間①の保険料を一括で納付したことを覚えている。

申立期間①の国民年金保険料を一括納付した以降は、毎月滞ることなく現金納付又は口座振替により申立期間②の保険料を私が納付し続けてきたはずであるが、高齢のため当時の納付方法について覚えていない。

外国籍の期間は年金にも医療保険にも加入できず、帰化して加入できるようになったことが嬉しかったぐらいなので、申立期間が未加入及び未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、日本国籍を取得した昭和54年9月に、申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を遡及納付したと申し立てている。そこで、申立人の帰化時期をみると、申立人は同年9月29日に帰化していることが申立人の戸籍から確認でき、申立内容と符合する。

しかしながら、申立期間は申立人が外国籍であった期間であることから、昭

和 57 年 1 月に国民年金保険法が改正され、国籍要件が撤廃されるまでは制度上国民年金に加入することはできず、54 年に A 市で加入手続を行い、当該期間の保険料を遡って納付したとする陳述は不自然である。

また、B 年金事務所は、「昭和 57 年 1 月より前の外国籍期間は支払いたくても支払えない期間のため、遡って支払わないと加入できないとする指導を行うとは考え難い。」と説明しており、A 市は、「当時の職員がいないため詳細については不明であるが、C 市及び D 市といった B 年金事務所管轄の市町村が複数ある中で、A 市だけイレギュラーな取扱いをすることはない。」と説明している。

申立期間②について、申立人は、自身が毎月納付を継続していたと申し立てている。そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の払出しを受けている国民年金第 3 号被保険者資格取得届処理日、国民年金第 1 号被保険者の資格取得日等から、申立人は昭和 62 年 2 月から同年 4 月までの間に A 市で手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。また、国民年金の加入手続時点において、申立人は申立期間のうち、少なくとも 54 年 9 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料を時効により、制度上納付することができない。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 62 年 5 月に過年度納付しているものの、時効成立後の納付であったことが判明し、同年 10 月 29 日付けで当該期間の保険料を当時未納期間とされていた 61 年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当し、残額を還付処理していることが確認できることから、申立人が過年度納付を行った 62 年 5 月時点において、申立期間のうち、60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は、未納であったものとするのが自然である。

申立期間①及び②について、申立人は、遡及納付した経験は申立期間①の国民年金保険料を納付した際の一度だけであると陳述しているところ、申立人に係るオンライン記録を見ると、昭和 60 年 4 月から 61 年 10 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付を除き、ほかに過年度納付を行った形跡が無いことから、申立人の記憶する遡及納付とは、当該過年度納付と考えるのが自然である。

また、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人は、高齢のため当時の手続状況及び納付状況について確認できない。

さらに、申立期間は、13 年以上に及ぶ長期間であり、社会保険事務所（当時）及び A 市において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手



帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、大学を昭和 60 年 3 月に卒業し、翌月の同年 4 月から父の仕事を手伝うことになったため国民年金に加入した。加入手続と最初の同年 4 月の国民年金保険料の納付は母が行い、同年 5 月以降の保険料は自分の銀行口座から口座振替による納付を行っていた。

国民年金の加入手続を行った際に発行された最初の年金手帳を現在も所持しており、昭和 60 年 4 月以降、平成 15 年に厚生年金保険に加入するまでの間、継続的に国民年金保険料を納付している。

申立期間の国民年金保険料が未納の記録とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家の仕事を手伝い始めた昭和 60 年 4 月から国民年金に加入し、同年 4 月の国民年金保険料は申立人の母親が納付し、同年 5 月以降の保険料は申立人の銀行口座から口座振替で現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者資格の取得記録から、申立人は平成 2 年 2 月頃に加入手続を行ったものと推定できる上、A 市国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 60 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得しているが、当該資格取得の原因等の欄に「2. 2. 23」の印が確認できることから、国民年金の加入手続を平成 2 年 2 月に行ったものと考えられる。この場合、加入手続時点において申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 62 年 12 月までの保険料は、時効により制度上納付することはできない上、63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの保険料は、過年度納付が可能であるが、申立人は、口座振替で現年度納付

しており、遡った期間の保険料をまとめて納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況について、A市国民年金被保険者名簿を見ると、口座振替の「該当年月」が平成2年5月と記載されており、この月から口座振替が開始された記録である上、オンライン記録を見ても、同年5月の保険料が同年5月15日に収納されて以降、おおむね毎月15日前後に当該月の保険料が収納されていることから、同年5月以降の保険料は口座振替により納付されたものと考えられるが、同年4月の保険料は同年9月18日に収納されていることが確認できることから、申立人の「昭和60年4月の国民年金保険料の納付を母が行い、同年5月の保険料からは自分の銀行口座から口座振替で納付していた。」との記憶は、申立期間後の平成2年4月以降の保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が昭和57年12月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるが、当該手帳記号番号は58年9月に取り消されており、当該手帳記号番号による国民年金保険料の納付はうかがえない。

加えて、申立人は、現在所持している国民年金手帳について、昭和60年4月に国民年金に加入した際に受け取った年金手帳であるが、勤務先に預けているために提出できないと陳述しているため、当該手帳に記載されている国民年金手帳記号番号を確認することはできない。

その上、申立期間は60か月と長期間であり、このような長期間にわたり行政側において国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、昭和57年12月及び平成2年2月に払い出された二つの記号番号以外の別の手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月及び60年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月  
② 昭和60年3月から同年10月まで

私は、短大を卒業してすぐには就職が決まらなかったため、母がA市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行ったと聞いた。現在持っている年金手帳は、そのとき母から受け取った手帳だったと記憶している。

申立期間①の国民年金保険料の納付については、母が亡くなったため、納付の詳細は分からないが、納付していたはずである。

申立期間②の国民年金保険料の納付については、国民年金は将来のために納付すべきものという意識があったため、勤務先の先輩に国民年金への切替方法及び納付方法を教えてもらって、退職後、自分でA市役所に行き国民年金の加入手続を行った。すぐには納付書が届かなかったため、最初の数か月はまとめて納付し、その後は毎月銀行から納付した。

必ず納めているため、申立期間の国民年金保険料が未納の記録とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行い、申立期間②の保険料については、申立人自身が加入手続を行い、最初の数か月はまとめて納付し、その後は毎月金融機関から納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者資格の取得記録から、申立人は平成元年4月から同年5月頃に加入手続を行ったものと推定できる。また、A市の国民年金被保険者名簿には、昭和58年4月1日に資格を取得、同年4月21日に資

格を喪失、60年3月31日に資格を取得、同年11月21日に資格を喪失及び62年12月31日に資格を取得の記録とともに、それぞれの取得喪失の原因等の欄に「1. 4. 14」の印が確認できることから、申立人は国民年金の加入手続を平成元年4月に行ったものと考えられる。さらに、「1. 4. 14」の印から、申立期間①及び②の国民年金被保険者期間は、加入手続を行った際に、昭和58年4月21日から60年3月31日までの期間及び同年11月21日から62年12月31日までの期間の2回の厚生年金保険被保険者資格の得喪記録とともに、記録追加された期間であることが分かる。この場合、加入手続時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳は、昭和58年4月に加入手続を行った際に発行された手帳であると申し立てているところ、当該年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、平成元年4月に払い出された手帳記号番号であり、申立内容と符合しない。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付状況について、A市の被保険者名簿を見ると、平成元年4月に、昭和62年12月から63年3月までの保険料をまとめて過年度納付していることが確認できることから、申立人が「国民年金の加入手続を行った後、すぐには納付書が届かなかったので、数か月分の国民年金保険料をまとめて納付した。」と申し立てている保険料の納付は、この期間の保険料であった可能性も否定できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年3月まで  
申立期間当時、当時は学生だったので祖母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。  
2歳年下の妹も学生だった期間は、祖母が私同様に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。妹の保険料は納付済みの記録があるのに、私の記録が未加入とされているのは、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年11月頃に申立人の祖母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間に係る国民年金の加入記録は無い上、基本情報画面の加入年金制度欄には、国民年金手帳記号番号の記載が無く、平成6年4月1日に、共済組合の組合員の資格を取得していることが確認できる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿は見当たらず、申立期間は国民年金の被保険者期間として把握されていなかったと考えられる。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の祖母が同様に加入手続きを行ったとする申立人の妹に係るオンライン記録を見ると、平成7年5月に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、同記録には「手帳送付者」と記載されているところ、「手帳送付者」の表示については、国民年金被保険者資格取得届を提出していない者に対し、職権での適用を行って年金手帳を送付した場合に表示されることから、申立人の祖母が、申立人と同様にその妹についても国民年金の

加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

加えて、A市役所は、平成5年当時の職権での国民年金手帳記号番号の払出しについて、「当時の資料が無いので、明確なことは分からないが、平成5年当時は、職権での国民年金手帳記号番号の払出しは行っていなかった。7年4月以降辺りから将来、基礎年金番号制度が導入されるということで職権での払出しを行っていたようだ。」と回答していることから、申立人に対しては、職権での払出しは行われなかったと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から57年10月まで

私は、昭和53年3月末日に結婚退職する時、勤務先の総務担当者から「結婚したら国民年金に加入するように。」と言われたので、同年4月又は同年5月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。しかし、現在の記録では、その頃から約4年半も未加入となっている。

国民年金保険料については、市役所から何枚か綴り<sup>つづ</sup>になっている用紙を受け取り、それを持って、2か月あるいは3か月ごとに市役所の支所で納付した。ハンコを押してもらったように思うが、金額等具体的なことは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月又は同年5月頃に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者資格の取得記録から、申立人は昭和57年11月頃に加入手続を行ったものと推定できる上、申立人は、同年11月29日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが特殊台帳から確認でき、この時に加入手続を行ったものと考えられることから、53年4月又は同年5月頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合せず、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間は55か月と長期間であり、このような長期間にわたり行政側において国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返さ



れたとは考え難い上、申立人は婚姻後の昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月までの期間は A 市に居住し、転居もしていないと陳述していることから、申立人の国民年金手帳記号番号が 57 年 11 月に A 市で払い出される以前に、同市で申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年9月までの期間及び同年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年9月まで  
② 昭和47年10月から54年3月まで

昭和46年1月頃に、A市で同居していた父が国民年金の加入手続きを行ったと思う。

申立期間①の国民年金保険料は、A市で同居していた母に納付を任せていたので保険料の金額及び何か月ごとに納付したか分からないが、A市の実家に月に一度は銀行員が集金に来ており、母は私の国民年金保険料をその行員に渡して納付書で納付した。

昭和47年10月にB市で開業したことを契機に、私はA市からB市に転居した。

申立期間②の国民年金保険料は、A市の実家から父がB市の私の店に手伝いに来ていたので、父に納付を任せていた。保険料の金額及び何か月ごとに納付したかは分からないが、父が店に送られてきた納付書を使って銀行から納付した。

父は、亡くなっており、母は病気のために、当時の話を聞くことができず、国民年金保険料の納付について詳しくは分からないが、両親が納付した申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和46年1月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料は申立人の母親が納付し、申立期間②の保険料は申立人の父親が納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期について、国民年金手帳記号番号

払出簿を見ると、国民年金手帳記号番号が昭和 54 年 9 月に C 市で払い出されていることが確認できることから、46 年 1 月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない上、54 年 9 月の手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、46 年 1 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。また、52 年 1 月から 54 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であり、同年 4 月以降の保険料は現年度納付が可能であったが、特殊台帳を見ると、同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月の保険料が 55 年 11 月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人に手帳記号番号が払い出された当初、何らかの事情により保険料の納付が滞っていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を A 市で納付書を使って銀行から納付したと申し立てているが、同市の国民年金保険料の収納方法は、昭和 51 年 3 月までは印紙検認方式であり、納付書で納付したとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、昭和 47 年 10 月に A 市から B 市に転居し、申立期間②は B 市から送られてきた納付書により、申立人の父親が国民年金保険料を納付したと陳述しているが、申立人の住所記録を確認すると、53 年 7 月に A 市から両親と共に C 市に転居し、B 市には申立期間②以降の 58 年 9 月に転居した記録が確認できることから、47 年 10 月に B 市役所で転居に伴う国民年金の手続を行ったことはうかがえない上、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿を見ても、58 年 9 月 2 日に C 市から B 市に転入した記録が確認できるが、それ以前に B 市で国民年金に加入した形跡は見当たらない。この場合、B 市で申立期間②の保険料の納付書が発行されることはなく、同市から郵送された納付書で申立期間②の保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

このほか、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、また、申立人の母親も病気のために事情を聞くことができないことから、当時の状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、A社に入社後2か月あるいは3か月ほどしてからB社会保険事務所（当時）に行き、「未納分の保険料を支払います。」と言って現金で支払った記憶がある。その時に、国民年金の加入手続を行った記憶はなく、支払った保険料額も覚えてないが、B社会保険事務所に年金手帳と現金を持参し、窓口で納付したのは間違いなく、当時の窓口担当者から、「領収証は発行しないことになっている。」と言われた記憶がある。

納付したことが分かる資料は何も無いが、申立期間について、未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社入社して2か月あるいは3か月ほど経過した時に（昭和63年7月から同年9月頃まで）、B社会保険事務所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ると、申立人が申立期間に国民年金被保険者資格を取得した記録は見当たらない上、申立人に係るC市の納付記録である「収滞納一覧表」とも一致していることから、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付できない未加入期間であり、納付書の発行もなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和63年7月から同年9月までの時点においては、申立期間に係る保険料は、制度上、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額を記憶しておらず、B社会保険事務

所の窓口で現金を支払ったと主張するのみで、納付の状況については曖昧であり、国民年金第1号被保険者への切替手続を行った記憶もないと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料が時効にかからず納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成2年10月まで

私は、昭和62年12月を区切りとして、国民健康保険も国民年金も自分で支払おうと決心した。国民年金の加入手続についてはよく覚えていないが、昭和62年12月以降の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書を使い、自ら納付を開始した。

申立期間中、私の国民年金保険料は、家業の手伝いで外回りに出た際、他の支払及び親の保険料等と一緒に、A市役所の窓口及び金融機関等、様々なところでその都度納付していた。当時の保険料額は定かでないが、いつだったか、一か月当たり1万1,050円だった時期があったことを記憶しており、私が納付を行った期間のうち、少なくともこの金額より低い金額だったことはなかったと思う。

なお、これも時期は定かでないが、納付を開始する前に何回か市役所の窓口に行き、将来いくらぐらい年金がもらえるのかを相談したことがある。その際、窓口職員から、「領収書を保存しておかなくても、役所に記録が残るので大丈夫。」と言われたことから、当時の領収書は既に処分してしまった。

しかし、27歳の誕生日以降は必ず納めているはずであるので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金加入届の受付日は平成2年11月13日とされ、その際、同年11月1日に遡って資格を取得していることが確認できる。このことに加え、当該資格取得については、同市から社会保険事務所（当時）に対して、同年12月1日に遅滞なく進達されている記載も確認でき、これらの状況は、国民年金手帳

記号番号払出簿において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、同年 12 月に払い出されていること、オンライン記録において、同年 11 月の保険料から現年度納付が開始されていることとも整合し、申立人については、同年 11 月に加入手続がなされたものと推認できる。この場合、申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立人に対して申立期間に係る納付書は発行されない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 37 か月と 4 か年度にも及び、申立人の国民年金の加入手続をめぐる記憶は曖昧である上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

昭和 55 年秋頃に、父親が私の国民年金への加入手続を行ってくれ、それ以降、主に金融機関で国民年金保険料を納付してくれていたはずだ。学生の加入が義務づけられたときか A 内閣の時から明確には覚えていないが、私が成人して以降ずっと私の国民年金保険料を納付していると父親が話したことを覚えている。父親が平成 9 年に亡くなってからは、自分自身で保険料を納めた。

しかし、申立期間は未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続が行われた時点は、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第 3 号被保険者に係る事務処理日及び申請免除者に係る免除申請日から、平成 4 年 5 月頃と推認され、この時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、オンライン記録によると、国民年金の加入手続が行われたと推認される時点の直前の期間となる平成 2 年 4 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料が同年 5 月 21 日に一括して過年度納付されていることが確認できることから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親が、この時点で時効完成前で、納付が可能であった全ての保険料を遡って過年度納付した上、それ以降、未納期間が生じないよう全ての保険料を現年度納付及び前納により納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手



帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 5 月に、市役所で国民年金の任意加入の手続を行い、同時に付加保険料納付の申出も行った。加入手続の際、私は、同年 5 月及び同年 6 月の 2 か月の国民年金定額保険料及び付加保険料として、3,000 円程度を納付したが、その際に国民年金手帳及び領収書はもらえず、窓口職員から「次回、年金手帳が来たら一緒にハンコを押します。納付通知書は無いので、都合の良い時に来て下さい。」と言われた。

そこで、私は、昭和 50 年 11 月頃に再び上記役所を訪れ、同年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付した。すると、その時に初めて国民年金手帳を交付され、同年 5 月から同年 9 月までの保険料の検認印を押してもらえた。しかし、その手帳には納付済金額の記載が無かったため、その時、私は、その場で納付済金額を手帳に記入してほしいと言ったが、窓口で「台帳に記載している。」と言われ、記入してはもらえなかった。そして、それ以降の期間に係る保険料も、同様に役所で手帳を使って定期的に納付していた。

その後、上記役所に支所ができた昭和 52 年 5 月頃に、自宅に納付書が郵送されてきた。当初、納付書は、1 か月当たりの定額保険料の納付書と付加保険料の納付書の合計 2 枚あったので、私はそれを使って支所の庁舎内にあった金融機関窓口で国民年金保険料を納付していた。なお、領収書は、前述の金融機関で保険料を納付した後、その都度、支所の総合案内窓口に戻されていたので、手元には残らなかった。

さらに、それから半年ほどたった頃、1 か月当たりの定額保険料と付加保険料が 1 枚の納付書にまとめられた納付書が届くようになり、金額も少し高くなったことに加え、金融機関で国民年金保険料を納付した後、領収書が持って帰れるようになった。ところが、この領収書にも定額保険料と付加保険料の金額内訳が記入されていなかったため、不安に思って再度支所の窓口で尋ねると、やはり「台帳に記載している。」という答えだった。

ところが、今般、納付記録を調べたところ、付加保険料が納付されていない記録とされている。当時の領収書は、年金証書を手に入れた際に全て捨ててしまったが、私には、前述の役所の支所の職員に知人がいる。その人なら、私が当時、通常の年金と付加年金の両方に入っていて、どちらの保険料もずっと欠かさず納付していたということを知っているし、何より役場の台帳さえ調べてもらえれば、全て記録が残されているはずなので、調査の上、私の納付記録を訂正してほしい。

また、当時、国民年金付加保険料について話をしたことがある証人2名に対しても連絡をし、事情を聞いてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳の記載によると、申立人については、昭和50年5月30日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるものの、いずれによっても申立人が付加保険料の納付申出を行った事跡を確認することはできず、このことは、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「定額」の押印がなされていることとも整合する。この場合、申立人は制度上、申立期間を通じて、国民年金定額保険料に付加保険料を加算した金額を納付することはできない。

また、A市は、昭和57年頃から納付書方式になったとしており、52年5月頃から納付書が送付されてきたとする申立内容とは一致しない。これに加え、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、50年5月から52年1月までの保険料について、検認印が押されていることが確認できるものの、同欄からは、上記付加保険料の納付をうかがわせる事跡を確認することはできない。

さらに、上記オンライン記録、特殊台帳及びA市の被保険者台帳の記録によると、申立期間のうち、i) 昭和52年2月及び同年3月、ii) 56年1月から同年3月まで、iii) 60年1月から同年3月まで、iv) 61年2月及び同年3月の保険料については、過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料が現年度納付しかできないことに鑑みると、少なくとも、上記期間については、付加保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が、自身の国民年金の付加保険料の納付について知るとする申立人の知人に対して、A市役所を通じ、当時の事情の確認を行ったほか、申立人が国民年金の付加保険料について話をしたことがあるとしている証人2名に対しても聴き取りを行ったが、付加保険料の納付を裏付けるに至る陳述は得られなかった上、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 6 月まで

私は、今までに数回転職をしているが、それに伴う国民年金、雇用保険及び税金関係等の手続の一切については、退職の都度、すぐに市役所及び職業安定所で手続を行ってきた。そのため、昭和 63 年 12 月に会社を退職した後も、すぐに市の出張所で国民年金の加入手続を行い、遅れることなく毎月、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間当時の国民年金保険料額及び具体的な納付場所については、はっきり覚えておらず、領収書も既に処分してしまったが、私の性格上、今まで保険料及び税金等の支払全般について、滞納したことなどなく、申立期間だけ未納のままにしておくとは考えられない。保険料を請求されていれば必ず納付しているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成元年 5 月に作成された昭和 63 年度分の A 市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人については、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までが、国民年金未加入期間として管理されていることが確認できる。この場合、申立人が厚生年金の被保険者資格を喪失した昭和 63 年 12 月以降、上記一覧表が作成された平成元年 5 月までの間、申立人について国民年金の加入手続はなされていないこととなり、昭和 63 年 12 月の離職後、すぐに加入手続を行ったとする申立内容とは相違する。

また、申立期間は昭和 63 年度及び平成元年度の 2 か年度にわたるが、前述の昭和 63 年度分の上記一覧表の記載に加え、平成 2 年 5 月に作成された平成元年度分の同一一覧表においても、申立期間のうち、平成元年 4 月から同年 6 月までの期間を含む、同年 4 月から 2 年 3 月までの期間が未加入期間として管理

されていることに鑑みると、申立期間は、いずれの年度においても当該年度中は市によって未加入期間として認識されており、少なくとも、申立人に対して現年度保険料の納付書は発行されていなかったことから、申立期間に係る国民年金保険料について、申立期間中、遅滞なく毎月納付していたとする申立内容とは一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料に対する過年度保険料の納付書（以下「国庫金納付書」という。）の発行事跡について、オンライン記録を確認したが、申立人に対しては、昭和62年9月に国庫金納付書が発行されている事跡を確認できるものの、それ以降、国庫金納付書が発行されたという事跡を確認することはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から58年9月までの期間及び62年4月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から58年9月まで  
② 昭和62年4月から63年9月まで

昭和52年1月に父が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も、その当時は、私が学生及び収入の少ない時期であったので、父が自身の口座から口座振替により納付してくれており、口座振替済みの通知はがきが毎月送られてきていたが、引っ越しの際に全て処分して今は残っていない。

しかし、加入当初から切れ目なく国民年金保険料を口座振替で納付しているのに、国に納付記録を消されたことは余りにもひどい。

申立期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者（国民年金法が改正された昭和61年4月1日以降は第1号被保険者）の資格は、加入手続きの時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格を取得する要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録及び申立人に係るA市B区の被保険者名簿の作成日等から、平成2年11月頃に加入手続きが行われたものと推定され、昭和52年1月13日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得し、申立人が会社に就職し厚生年金保険被保険者の資格を取得した58年10月11日に強制加入被保険者の資格を喪失するとともに、会社を退職し厚生年

金保険被保険者の資格を喪失した62年4月1日に第1号被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録及び同区の被保険者名簿により確認できる上、その記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日及び資格喪失日と一致している。この場合、当該加入手続が行われた当時において、申立期間①及び②は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、その時点で時効完成前の納付が可能な申立期間②直後の63年10月から平成2年3月までの過年度保険料及び同年4月から3年1月までの現年度保険料をまとめて納付し、当該期間後の同年2月以降は、申立人がC社に勤務する直前の22年3月まで、保険料を全て口座振替により現年度納付していることが、具体的な納付日を含めて申立人のオンライン記録により確認できる。その上、申立人に係る同区の被保険者名簿を見ると、2年12月11日に区役所が申立人の口座振替依頼を受け付けたことが確認でき、上記口座振替納付の開始時期とも符合していることから、これらの申立人に関する記録自体に不自然な点は認められない。

また、申立人の父親が、申立内容のとおり、昭和52年1月に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を口座振替により現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も現在所持する年金手帳以外に年金手帳は無いと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行って来ていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の納付状況等は不明であるほか、当該期間は延べ8年間以上に及び、口座振替により毎月納付していたとする保険料の納付記録が、これほどの長期間にわたり、連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年3月まで

私は、昭和43年に10歳代で結婚し、20歳になった頃から自宅兼店舗に来る女性の集金人に、私が夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。

また、夫は、当初、国民年金に加入していなかったが、夫宛てに区役所から通知が来たので、私が夫に加入を勧めたぐらいであり、夫には常々、私は20歳から加入していると自慢していたのに、申立期間は、夫が納付済みであり、私が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、資格を取得する要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月14日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、45年2月2日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人の所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、当該加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所の集金人に納付することができない過年度保険料であり、別途社会保険事務所(当時)の納付書により遡って納付することとなるが、申立人は、加入当時、保険料を遡って納付した記憶はない



と陳述している。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫についてみると、昭和44年3月18日に夫の国民年金手帳記号番号が払い出されている上、申立人が所持する夫に係る国民年金手帳の昭和43年度以降の印紙検認記録欄には、保険料を集金人に現年度納付していたことを示す検認印が確認できるとともに、申立期間における夫の保険料は全て現年度により納付していることが夫の特殊台帳により確認できることから、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したほか、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は5年間以上に及び、申立人の夫の分と一緒に納付していたとする申立人の国民年金保険料の納付記録について、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から8年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から8年11月まで

平成2年5月頃に年金手帳が送られてきたように思うが、平成2年5月から開業して以降は収入があったので、その時から、売上げが多い時などに定期的に国民年金保険料を納付してきた。

しかし、平成21年10月に「ねんきん定期便」が来て、申立期間に加入記録も納付記録も無いことが分かり納付できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、平成12年12月1日に申立人がA社に勤務した直後における厚生年金保険被保険者期間中の13年1月10日に、申立人に係る基礎年金番号が払い出されていることが確認できるとともに、22年2月8日になって、申立人が第3号被保険者として申立期間直後の8年12月12日まで遡って初めて国民年金被保険者の資格を取得したことが追加されていることから、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前の期間であることから、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の基礎年金番号の前に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、国民年金の加入手続について明確な記憶はないと陳述しており、送付されてきたとする年金手帳及び納付書に関する記憶も曖昧である。

さらに、申立期間は6年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

平成9年3月頃、祖母が、A市役所で加入手続をしてくれたと思う。

加入手続後、何度か退職をしたが、その都度、自分自身又は祖母が国民年金への切替手続をし、通常は祖母が国民年金保険料の納付をしてきていた。

また、切替手続が遅れてしまったこともあるが、そんな時でも、祖母が、遡ってきちんと納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金被保険者資格については、申立期間後の平成11年5月12日になって、8年11月1日付け取得、9年1月8日付け喪失、同年3月25日付け取得、同年4月8日付け喪失、10年3月27日付け取得及び同年4月6日付け喪失の各得喪記録が同時に追加訂正されていることが確認でき、この訂正処理以前においては、申立期間は国民年金未加入期間であったと考えられる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間後の平成10年3月及び11年3月の国民年金保険料については、上記追加訂正時期の同年5月及び同年6月にそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、両期間については、追加訂正を受けて遡って納付したものの、申立期間の保険料については、この時点では既に時効により納付できなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

加えて、A市保存の申立人に係る国民年金保険料の納付記録を見ても、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事跡は認められない。

このほか、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる上、申立人は、申立期間に係る保険料の納付について関与しておらず、納付を行ったとする申立人の祖母は既に他界しているため、保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年1月まで

高校卒業後、昭和46年2月に厚生年金保険適用事業所に勤務するまでは、家業を手伝っており、当時、一緒に仕事をしていた母親、叔父及び兄は、いずれも国民年金に加入しており、申立期間の国民年金保険料は納付済みとされている。

特に、一つ違いの兄については、国民年金保険料が納付済みとされていることから、私だけが国民年金が未加入期間とされ、保険料を納付していないことは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められないことから、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを担っていたとする申立人の両親は既に他界しており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から17年3月まで

平成5年4月の退職に伴い、A市B区役所に出向き、国民年金と国民健康保険への種別変更手続を行った。

国民年金保険料の納付書が送付されてきたが、申立期間は、無職であったり、父の自営業を手伝ったりしており、低所得であったので、その年度中にB区役所へ保険料納付の相談に行った。

その際、窓口で免除の制度があることを教えてもらい、国民年金保険料の全額免除の手続を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされている。

申立期間が低所得であったことは、所持している平成9年から17年にかけての源泉徴収票が、その証明になると思う。

申立期間の国民年金保険料の全額免除を申請したことは間違いないので、免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、平成5年3月から同年5月までの間に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料について、免除申請することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続については、会社退職時の平成5年当時にA市B区役所において、一度行ったのみであり、また、その場で担当者から口頭で承認されたとしているが、制度上、申立期間当時の免除申請は、年度ごとの手続が必要である上、免除申請の審査は、社会保険事務所（当時）が行い、その承認及び却下は、文書による通知で行わ

れることから、申立人の陳述内容は不自然である。

また、オンライン記録を見ても、平成17年6月3日付けで、過年度保険料に係る納付書が作成された事跡が確認できることから、少なくとも、申立期間のうち、当該納付書の発行時点で時効の到来していない平成15年度及び16年度中において、未納期間として取り扱われた期間があったものと考えられる。

さらに、申立人が提出した源泉徴収票を見ると、申立人主張のとおり、平成10年分以降の源泉徴収額について0円と記載されているが、制度上、国民年金保険料に係る免除承認の審査は、世帯単位で行われるものであり、申立人の場合、独身当時は自営業を営む申立人の両親と同居しており、また、平成9年10月に結婚した申立人の妻は厚生年金保険被保険者であったことなどを踏まえると、当該資料をもって、申立期間当時における申立人の免除が認められたと考えるのは相当ではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料の免除申請することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は12年間に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の記録管理等における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月から26年12月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。申立期間は、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する複数の同僚が申立期間に被保険者であったことが確認できること、及び申立人が陳述する同社での勤務内容が元従業員の陳述と符合することから判断して、申立人が、申立期間当時に同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は平成19年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員14人に照会し11人から回答を得たが、申立人のことを覚えている者はいない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 53 年 3 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間当時、私の父が事業主であったが、実質的な代表者は私であり、申立期間に給与を下げた記憶はなく、その前後の期間と同額であった。また、社会保険事務を担当していた妻も、私の標準報酬月額を下げる届を社会保険事務所(当時)に提出した記憶はないとしているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与はその前後の期間と同額であったのに、申立期間の標準報酬月額がその前後の期間の標準報酬月額よりも低く記録されていることに納得できないと申し立てている。

しかし、A社の現在の事業主である申立人は、賃金台帳など申立期間当時の関連資料を保存していないとしているため、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時の事業主である申立人の父と、社会保険事務を担当していたとする申立人の妻も、申立期間当時、標準報酬月額が減額改定されているところ、B年金事務所は、「標準報酬月額の改定は、事業主からの届出に基づいて行われるものであり、当該届出が無いにもかかわらず、標準報酬月額が改定されることはない。また、申立人の場合、同時期に事業主の親族のみ標準報酬月額が減額改定されているので、事業主は、申立人を含む親族について、標準報酬月額の減額改定を届け出たものとする。」と

している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められるため、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 26 日から 54 年 5 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、第四種被保険者として厚生年金保険に加入した申立期間の記録が無いことが分かった。昭和 53 年 9 月に A 社を退職後、厚生年金保険の被保険者期間を 25 年に到達させるために、社会保険事務所（当時）で第四種被保険者となる手続きを行い、申立期間の保険料を一括納付したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職後、社会保険事務所で厚生年金保険の第四種被保険者となる手続きを行い、申立期間に係る保険料を納付したと申し立てている。

しかし、当時の厚生年金保険法では、第 15 条（第四種被保険者に係る規定）において、「被保険者期間が 10 年以上である者が、被保険者でなくなった場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないときは、その者は、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。」と定められているところ、申立人は、A 社を退職したことにより被保険者でなくなった昭和 53 年 9 月 26 日の時点において、24 年 4 か月の被保険者期間を有しており、既に老齢年金を受けるに必要な被保険者期間（20 年）を満たしていたことから、制度上、第四種被保険者となることができない。

また、申立人の上記 24 年 4 か月の被保険者期間は、A 社を含めた 5 事業所における被保険者期間を合算したものであるところ、当該 5 事業所に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、全て同じ厚生年金保険被保険者台帳記号番号で資格取得の手続きがされていることから、申立期間当時、社会保険事務所が、申立人の被保険者期間を 20 年未満であると誤解することは考え難

い。

さらに、申立人は、「社会保険事務所で、20万円ぐらいの第四種被保険者保険料を一括納付した。」と陳述しているが、当該額は、申立期間当時の第四種被保険者保険料額と乖離<sup>かいり</sup>している。

このほか、申立人の申立期間における第四種被保険者保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月頃から 28 年 2 月頃まで  
② 昭和 28 年 1 月頃から同年 9 月頃まで

申立期間①について、私は、中学校を卒業後、A船（船舶所有者は、B氏）に乗り、C職として勤務していた。

また、申立期間②についてもC職として、D船（船舶所有者は、E氏）に乗っていた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間の加入記録が無いので、納得できない。

申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、F運輸局及びG運輸局が保管する船舶原簿を見ると、A船は、申立期間当時、船舶として登録されていたことが確認できるほか、同船舶の当時の船舶所有者は、「A船はH業務をしていた。私自身も同船に乗っていた。」旨陳述しており、当該陳述は申立内容とも符合していることなどから、期間は特定できないものの、申立人は、同船舶に乗船していたことが推認される。

しかしながら、上記の船舶所有者は、「私は、申立期間を含む昭和 27 年 5 月 9 日から 28 年 4 月 11 日までの期間は、病気のためA船を降りていた。また、乗組員の船員保険の手續及び給与からの船員保険料の控除は、私の父に任せていた上、当時の資料も残っていないので、申立人の申立期間における保険料控除については不明である。」と陳述しており、A船に係る社会保険事務を担当していたとされる同人の父も既に死亡しているため、申立人の申立期間における給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間前後に資格を取得している複数の同僚及び上記船舶所有者の記録並びに船員保険被保険者台帳（旧台帳）における被保険者記録を調査したものの、申立期間において、「A船」という適用船舶は見当たらない上、「I職」という職種の被保険者記録も見当たらず、上記複数の同僚も、所在が不明である等の理由から、申立人の申立期間における船員保険料の控除について事情照会することができない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、同僚の陳述、G運輸局が保管する船舶原簿及び船舶登記簿の記録から、申立人が乗船していた船舶の名称は「J船」であったものと考えられるところ、同船舶の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において加入記録の確認できる複数の同僚が、申立人を記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、当時、同船舶に乗船していたことが推認される。

しかしながら、J船の船舶所有者は所在が不明である上、同船舶に係る船員保険事務を担当していたとされる者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、J船の船舶所有者に係る上記被保険者名簿によると、申立人が当時、一緒に同船舶に乗船していたとして名前を挙げた同僚についても、申立期間に係る船員保険被保険者記録は見当たらないことから、同船舶の船舶所有者は、必ずしも同船舶に乗船していた全ての船員を船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、J船の船舶所有者に係る上記被保険者名簿から、申立期間に資格を取得している複数の同僚を抽出調査したものの、申立人の給与からの船員保険料の控除について、具体的な陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 26 日から 43 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 12 月 25 日から 46 年 12 月 25 日まで

私は、昭和 38 年 10 月に A 社に入社し、46 年 12 月に退職するまで、B 職として勤務していた。

厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び②の加入記録がなかった。

申立期間も勤務形態が変わることなく継続して勤務し、提出する写真のとおり、毎年社員旅行にも参加していたので、これら申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 10 月から 46 年 12 月まで継続して A 社において勤務していたと申し立てているところ、申立人提出の社員旅行時に撮影された写真及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①及び②を含め継続して勤務していたことが推認される。

しかしながら、雇用保険の記録を見ると、申立人は昭和 39 年 5 月 7 日に A 社において資格を取得し、42 年 9 月 26 日に離職しており、当該離職日の記録は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録と一致している上、それ以降の申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、複数の同僚から、「申立期間①当時、C 部門の業績が悪化し、組織再編（合理化）が行われたため、申立人についても、業務量が減少する等の何らかの事情が生じ、そのことが申立期間の加入記録が無いことに影響しているのではないか。」とする陳述が得られたところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①直前の昭和 42 年 8 月時点で被保険者記



録が確認できる同僚 72 人のうち、申立期間①中に被保険者資格を喪失している者が 18 人確認できるなど、上記の同僚陳述と符合している。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②を含む昭和 42 年から 46 年までの期間に、空白期間が認められる者が申立人を含め 9 人確認できることから事情照会したところ、回答の得られた 4 人はいずれも、当該空白期間については、「一旦退職（休職）していた。」又は「他の事業所に勤務していた。」等の個別事情があったとしている。

このうち、9 か月間の空白期間が生じている同僚からは、「事故により休職し、復帰後もリハビリのため不規則な勤務であった。」と陳述しているところ、同人が提出した当時の給与支払明細書を見ると、当該空白期間中も給与が支給されているものの、その勤務日数は少なく、社会保険料及び雇用保険料は控除されていないことが確認でき、このことは、同人の厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険の加入記録とも一致している。

加えて、申立人が同職種で同じ正社員として当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚も社員旅行の写真には写っているものの、申立期間当時に 4 年余りの空白期間がみられる。

これらのことなどから、A社では、当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿において、申立期間①及び②の期間に被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったところ、29 人から回答が得られたものの、自身の A社での厚生年金保険の加入記録に誤りがあると回答した者は見当たらない上、申立期間において、同被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、A社は昭和 55 年 4 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者であったとする者に事情照会を行ったものの回答は得られず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除等について確認することができなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①及び②における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 16 日から 53 年 12 月 1 日まで

私は、H社本社（B市）からC市に所在した事業所に異動した。その後、G市の事業所はD社E支店に社名変更したが、申立期間も継続して勤務していた。しかし、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、D社E支店の当初の事業主と一緒にずっと同じ事業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、「申立人は、当時、C市に所在したF事業所で勤務していた。」との陳述が得られたことから判断すると、申立人のF事業所における在職が推認できる。

しかしながら、F事業所における当時の事業主の親族からは、「事業主は、昭和36年に申立人を連れて、C市においてF事業所を経営していたが、その事業所は、5人未満の個人事業所であり、経営はH社とは全く別で独立していた。その後、53年に、F事業所は、事業主の実兄が経営していたD社のE支店となったが、それまでの期間は適用事業所とはなっていなかった。」旨を陳述しているところ、D社に係る商業登記簿等によると、同社E支店の設置日は昭和53年10月\*日、厚生年金保険の適用事業所となった日は同年12月1日であり、申立人、当時の事業主及び同僚は、いずれも同日付けで同社E支店において被保険者資格を取得していることが確認でき、当該陳述内容と符合している。

また、オンライン記録において、C市に所在するF事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人がH社本社から一緒にG市に異動し、上記事業主の事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、いずれも申立人と同様に申立期間における被保険者記録は見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から37年5月1日まで

私は、昭和34年9月1日からA社で勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、同社における資格取得日が37年5月1日となっており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

A社の事業主は、持病により申立期間も通院をしていたので、同社は申立期間も含め社会保険の適用事業所であったはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年9月1日からA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和37年5月1日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A社の当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚からは、「私は、申立期間と重なる昭和36年4月から37年4月までの期間は国民年金保険料を支払っていたので、当該期間の給与からは厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」旨の陳述が得られた。

なお、申立人は、「A社の事業主は、申立期間も通院していたので、同社は申立期間も含めて社会保険の適用事業所であったはずである。」と申し立てているが、オンライン記録によると、A社の事業主は、同社で資格を取得する

前のB社で昭和34年8月1日に資格を喪失していることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同人の備考欄に「55条」と記録されていることから、同人は「健康保険継続療養証明書」により受診していたことが考えられる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社で勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員二人の陳述から、時期は特定できないものの、申立人は、申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成6年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、同年当時の事業主に照会文書を送付したものの回答が無く、申立期間当時の事務担当者も「当時のことは記憶していない。」としているため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が自身より先に入社していたとして名字を記憶している元同僚と同一人と考えられる者は、申立期間後の昭和40年2月2日に資格を取得していることが確認できる上、申立人及び38年11月1日に資格を取得している元従業員が、共に自身より先に入社していたとする別の元同僚の資格取得日も、申立期間中の39年9月1日（前述元従業員の資格取得日の10か月後）である。

さらに、昭和38年7月1日にA社で資格を取得している別の元従業員が、同日に資格を取得している3人について、「私は、当該3人よりも先に入社した。」としている上、当該3人のうちの1人は、「私は昭和38年4月に入社したが、入社後3か月は厚生年金保険に未加入であった。」と陳述していること

から、同社では、申立期間当時、必ずしも入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、複数の元従業員が、申立期間当時のA社の従業員数について、20人から25人までであったとしているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間の被保険者数は最多で17人、最少で12人であることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったこともうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和 39 年 3 月にA社に入社し、健康保険料は入社直後の給与から控除されていたのに、厚生年金保険の加入が同年 8 月 1 日からとなっているのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間もA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社(A社が平成3年に名称変更)は平成21年に解散している上、申立期間当時の代表取締役は既に死亡しており、同社解散時の代表取締役も「申立期間は私が生まれる前であり、関係資料も残っていないため、当時のことは不明である。」としているため、これらの者から、申立期間の保険料控除の状況について確認できない。

また、A社の元事務担当者は、「前に勤務していた事業所で社会保険に加入していた従業員の場合、A社に入社しても会社が勝手に資格取得届を提出することはなく、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者証を提出してもらい、被保険者番号等を確認の上、加入手続を行っていた。」と陳述している。そこで、申立人に係る厚生年金保険の加入記録を見ると、同社における被保険者台帳の記号番号は、申立人が同社に入社する前に勤務した四つの事業所において被保険者となっていた際の記号番号と同じであることが確認でき、元事務担当者の陳述と符合する。



さらに、当該元事務担当者は、「申立人が、雇用保険の資格取得後に厚生年金保険の資格を取得しているのであれば、申立人は、雇用保険の被保険者証を先に、厚生年金保険の被保険者証を後で会社に提出したのだと思う。」とも陳述している。

加えて、申立期間当時のA社の元従業員について、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、申立人以外にも3人が、雇用保険の資格取得日の9か月ないし17か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、全ての従業員を必ずしも入社又は雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、前述の元事務担当者は「私が、申立人に係る厚生年金保険の加入手続を行ったと考えられるが、厚生年金保険に未加入である期間に給与から保険料を控除することはない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月末頃から 36 年 1 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。定時制高校在学時の昭和 35 年 1 月に、それまで勤務していた会社を退職し、同校の先生の紹介で、同月中にA社に就職した。雇用先は同社であったが、同社の敷地内に間借りしていたB社（現在は、C社）に出向する形で勤務した。

申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 1 月末頃からA社に雇用され、同敷地内で業務を行っていたB社に出向する形態で勤務していたと主張している。

しかし、A社は、平成 9 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、18 年にC社と合併し解散しているところ、同社は申立期間当時のA社に係る関連資料を保管しておらず、同社の元代表取締役及び元取締役も既に死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間頃に加入記録が有り連絡先の判明した元従業員 27 人に照会し 16 人から回答を得たが、そのうち 13 人は申立人を覚えておらず、申立人を覚えているとする 3 人も、そのうち 2 人は、申立人がいつから勤務していたかまでは覚えていないとしている。

さらに、申立人を覚えているとする 3 人のうち残る 1 人は、「私と同期入社

の同僚が退職した後に申立人が入社してきた。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚の資格喪失日は、申立期間中の昭和 35 年 10 月 1 日と記録されている。

加えて、前述の回答のあった 16 人のうち 6 人が、A 社では入社後 1 か月半ないし 3 か月ほど試用期間が有り、その間は厚生年金保険に加入せず保険料も控除されていなかったとしているところ、16 人のうち 10 人については、前述の被保険者名簿により、自身が記憶している入社日の 1 か月半ないし 3 か月ほど後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、申立人は A 社に入社した 4 日ないし 5 日後に、会社の指示で厚生年金保険被保険者証を提出したとしているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人は、同社での被保険者資格の取得にあたって、新たな記号番号を払い出されていることが確認でき、同台帳記号番号払出簿に記載されている申立人の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月から 35 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社には、19歳の時に求人募集を見て応募し、昭和34年2月に採用された。B職として、C業務を1日8時間、20人ぐらいで作業をしていた。申立期間も同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び雇用契約書並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立期間も同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「労働者名簿によると、申立人は、昭和34年2月3日の入社時から、正社員となった36年9月までの間は臨時社員であったようだが、申立期間当時の従業員の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については不明である。」としており、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社において昭和35年5月に被保険者資格を取得している同社の元総務担当者は、「私は昭和34年12月に入社したが、入社後5か月間は臨時社員だった。その期間は厚生年金保険に未加入であり、給与から保険料を控除されていなかった。」と陳述している。

なお、申立人は、昭和36年9月まで臨時社員であったと考えられるところ、35年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日と同一日に、69人（申立人を含む）の従業員が一斉に資格を取得していることが確認でき

る。

さらに、D健康保険組合における申立人の資格取得日は、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月から29年4月まで  
② 昭和47年4月から49年3月頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①はA社で、申立期間②はB社でそれぞれ勤務し、いずれもC業務を行っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和35年に刊行された住宅地図を見ると、申立人がA社の所在地であったとする場所に同社の記載が有ることから、時期は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社の事業主について名字しか記憶しておらず、同僚の氏名も記憶していないため、これらの者から、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②については、B社の事業主が、「時期は分からないが、申立人は2年ぐらい当社で勤務していた。」としていることから、時期は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたものと認められる。

しかし、オンライン記録において、B社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、前述の事業主も、「当社が厚生年金保険の適用事業所になったことはない。また申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなかつ

た。」と陳述している。

さらに、申立人は、B社の同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、同社における申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年2月1日まで

私は、昭和37年6月から38年1月までA社に勤務し、当該期間における給与額は、毎月ほぼ同額であった。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低くなっている。納得できないので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の関係書類は災害により紛失した。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社は、「現在も申立期間当時も給与の支払方法は、日給月給制であり、会社を休んだ日が多い従業員は、給与が減額されるため、標準報酬月額が下がることはある。」旨回答しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、昭和37年10月の定時決定及び随時改定において、被保険者83人のうち、標準報酬月額の等級が下がっている者が申立人を含め26人確認できる。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した15人に文書照会を行ったところ、9人から回答があり、このうち自身の給与額をおおむね記憶しているとする3人は、いずれも、「当時の給与額から判断して、オンライン記録上の標準報酬月額は間違っていないと思う。」旨陳述している。



このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（2万4,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 9 月 1 日から 8 年 12 月 1 日まで  
② 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 12 月 26 日まで

私は、平成 6 年 9 月から 10 年 12 月まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間①及び②については、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が実際の給与支給額より低くなっている。納得できないので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額（26 万円）が、社会保険事務担当者として申立人自身が社会保険事務所に届け出た実際の給与支給額（30 万円）と異なっていると申し立てている。

しかし、B 年金事務所は、「定時決定は、必ず事業所から提出された書類に基づき処理している。」旨回答しており、申立人の申立期間に係るオンライン記録を見ても、定時決定はいずれも適切な時期に実施され、標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、記録内容に不自然な点も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、経理及び社会保険に係る業務は、私が全で行っていた。」旨陳述しており、社会保険関係の事務に係る権限を有していたことが認められる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、申立期間において、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

申立期間②について、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年1月31日の後の同年2月3日付けで、9年10月1日に遡って9万2,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、申立人提出の平成10年度市民税・県民税納税通知書における課税の明細から、申立期間のうち、平成9年10月から同年12月までの期間については、標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推定できる。

しかし、A社に係る商業登記簿から、申立期間及び当該遡及訂正日も含めて、申立人は同社の取締役であり、申立人の夫は代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票の記録から、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所から滞納保険料の督促が行われていたことが確認できる。

さらに、当該遡及訂正処理に関しても、社会保険事務所が、代表取締役の妻であり、社会保険事務を担当する取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は社会保険事務を担当する取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 9 日から 43 年 4 月 2 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。  
申立期間はA社の「B事業所」という事業所から、同社が経営する「C事業所」へ行くために「D事業所」で研修を受けていた時期ではないかと思う。結局、D事業所が忙しかったのでC事業所には行かず、D事業所でしばらく勤務してから、「E事業所」という事業所で勤務した。私は申立期間も継続してA社の経営する事業所で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社の経営する店舗で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録がある元従業員 33 人に照会を行ったところ、回答のあった 20 人のうち、7人が申立人を記憶しており、そのうちD事業所で所長であったとしている者は、「申立人がD事業所で勤務していたのは記憶しているが、勤務していた期間が申立期間か否かは分からない。」と陳述している上、他の6人も申立人が勤務していた期間については不明としていることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間に勤務していた同僚を記憶しておらず、「B事業所」及び「E事業所」で勤務していた同僚として名前を挙げた3人は死亡又は所在不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、A社に係るオンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録がある707人（申立人を含む）を見たところ、同社において被保険者資格を2回以上取得している者が59人おり、このうち、45人は申立人と同様に被保険者期間に空白期間のあることが確認できる。これら45人のうち、所在が判明した12人に対して当該期間の同社における勤務状況を照会したところ、6人から回答があり、このうち5人は「記録に間違いはないと思う。」と回答している。

加えて、A社は、平成8年10月1日に解散し、申立期間当時の事業主は既に死亡しているが、唯一所在が判明した申立期間当時の取締役は、「当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については不明であるが、A社では従業員の保険手続、給与計算等は、すべて同社本社において一括して処理していたので、異動になったからといって、誤って喪失手続をするとは考えられない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

年金事務所から調査の連絡があり、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が 30 万円に下がっていることが分かった。当時、55 歳定年と労働協約によって給与が下がることは承知していたが、控除されている保険料は給与が下がる前と同額であることを担当者に確認したら「高い保険料を納めていたら、将来多くの年金がもらえる。」と言われた記憶があるので、申立期間の標準報酬月額をそれ以前と同様の 44 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された申立人に係る給与明細書（控）によると、保険料控除額に相当する標準報酬月額は、申立人の主張どおり44万円であることが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（30万円）と同額又は低額であることが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然さ

は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月8日から20年8月16日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支社C支店で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店における業務内容及び同僚の名前に関する具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社C支店の業務を引き継いでいる同社D社は、「A社C支店に関する書類は、昭和38年の災害により紛失してしまい、資料が残っていないため、申立人の申立期間における勤務の状況及び保険料控除の状況については不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者記録がある者180人を抽出し、所在が判明した2人に照会を行ったが、いずれの者からも回答を得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A社C支店に係る上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番はなく、同名簿の記録に不自然な点も見られない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は無かった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いとの回答を受けた。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の元事業主（申立人の父親）及び元取締役二人（うち、一人は申立人の兄）は、「申立期間の社会保険事務は、会計事務所に委託していたため、詳細は分からない。保険料を控除したか否かは不明である。」と陳述しているところ、同社の社会保険事務を委託していたとしている会計事務所は平成12年に閉鎖しており、代表者も既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる34人のうち、所在が判明した8人に照会したところ、3人から回答を得たが、いずれの者からも、申立人が申立期間において、保険料を控除されていたことをうかがわせる陳述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 1 日から 31 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 1 月 5 日から 32 年 1 月 頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和 29 年 9 月から 30 年 12 月末までB職として勤務し、また、C社には 31 年 1 月から 32 年 1 月 頃までD職として勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 32 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚二人はいずれも所在不明であるほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が確認できた 14 人に照会したところ、回答があった 9 人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等からも、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人が記憶する上記の同僚二人は、いずれも、A社において、被保険者としての記録は無い。

加えて、上記の回答があった元従業員のうち二人は、「申立期間当時、A社では、従業員を採用後、2 か月ないし 3 か月経過してから厚生年金保険に加入させていた。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合でも、採用後すぐに加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、昭和45年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚は所在不明であるほか、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が確認できた7人に照会したところ、回答があった5人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等からも、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、C社において、被保険者としての記録は無いほか、上記の回答があった元従業員が記憶する同僚7人のうち3人（いずれもD職）も、同社において、被保険者としての記録は無い。

加えて、上記の回答があった元従業員のうち一人は、「申立期間当時、C社では、従業員を採用後、約3か月経過してから厚生年金保険に加入させていた。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、C社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合でも、採用後すぐに加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、C社に係る上記被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 8 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、20万円から30万円までの給与が支給されていたので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 5 年 2 月 1 日から 7 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、5年2月から6年3月までは30万円、同年4月から7年9月までは20万円と記録されていたが、同年2月23日付けで、5年2月1日に遡及して9万8,000円に訂正する旨の処理が行われており、また、事業主の標準報酬月額についても、申立人と同日の7年2月23日付けで、5年1月1日に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、会社の経営状態が悪く、保険料を滞納していた。」旨陳述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本及び従業員陳述から、申立期間当時、申立人が同社の監査役であり、社会保険事務担当者として厚生年金保険に係る事務に従事していたことが推認できるところ、申立人も、「当時、私は、A社の役員として経営に関与しており、厚生年金保険に係る手続にも従事していた。申立期間の標準報酬月額が減額処理されたことについても、当時、減額処理が行われた後に事業主から聞かされ、役員として同意した。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人がA社の役員（監査役）及び社会保険事務担当者として、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間について、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年10月1日から8年7月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、当該記録については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所（当時）の記録が不合理であったとはいえない。

また、申立人提出の賃金台帳を見ると、申立人は、当該期間に標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるものの、申立期間当時、申立人は、上記のとおりA社の役員（監査役）及び社会保険事務担当者であったと認められる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、当該期間において、「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 9 年 6 月 30 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険記録から、申立人が平成 9 年 6 月 30 日までA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が名称変更したB社から提出された申立人に係る平成 9 年分所得税源泉徴収簿を見ると、同年 6 月支給の給与から 1 か月分の保険料が控除されていることが記載されているところ、同社は、「当社では、保険料の控除方法は翌月控除であり、申立期間の保険料を控除していたのであれば、平成 9 年 6 月支給の給与から 2 か月分の保険料を控除することとなるが、同年分所得税源泉徴収簿において、同年 6 月に 1 か月分の保険料しか控除していないことから、申立期間の保険料は控除していないと考えられる。」と陳述している。

また、B社が加入するC厚生年金基金提出の加入員記録によると、申立人の同厚生年金基金における資格喪失日は平成 9 年 6 月 30 日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、B社が加入するD健康保険組合提出の被保険者記録照会結果によると、申立人の同健康保険組合における資格喪失日は平成 9 年 6 月 30 日であることが確認できる上、申立人が同日付けで同健康保険組合の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。